

防装庁（事）第58号
令和6年2月29日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

グローバル戦闘航空システムに関する情報の保護に関するイタリア共和国閣僚評議会議長府安全保障情報局、日本国防衛省及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防省との間の取決
めに基づく秘密の保護要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、この実施に遺漏のないよう期
せられたい。

添付書類：別紙

グローバル戦闘航空システムに関する情報の保護に関するイタリア共和国閣僚評議会議長府安全保障情報局、日本国防衛省及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防省との間の取決めに基づく秘密の保護要領

(目的)

第1 この通達は、グローバル戦闘航空システム（以下「GCAP」という。）に関する情報の保護に関するイタリア共和国（以下「伊国」という。）閣僚評議会議長府安全保障情報局、日本国防衛省及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）国防省との間の取決め（以下「取決め」という。）を適切に実施するため、秘密の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約事業者 取決め第2節d.に規定する契約者をいう。
- (2) GCAP秘密情報 取決め第4節第1項に規定する保全上の表示がなされた秘密情報であって、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第16条第1項若しくは第7項若しくは防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第16条第1項若しくは第7項に基づき秘に指定されたもの又は特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密に指定されたものをいう。
- (3) 適合事業者 法第5条第4項に規定する適合事業者（下請事業者を含む。）をいう。
- (4) 防衛省の立入禁止区域 次のアからエまでに掲げる場所をいう。
 - ア 省秘訓令第10条の規定により立入りを制限された場所
 - イ 秘庁訓令第10条の規定により立入りを制限された場所
 - ウ 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘訓令」という。）第9条第1項の規定により立入りを制限された場所
 - エ 防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「特定秘庁訓令」という。）第9条第1項の規定により立入りを制限された場所
- (5) 委託先 秘に指定された文書、図画（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）又は物件の製作等を委託する場合の委託先（省秘訓令第30条又は秘庁訓令第31条の規定により許可された当該委託先の下請負者を含む。）をいう。
- (6) 適合事業者等 適合事業者又は委託先をいう。

- (7) 訪問申請 取決め第2節j.に規定する手続をいう。
- (8) 適合事業者等の立入禁止区域 次のアからエまでに掲げる場所をいう。
 - ア 省秘訓令第29条第1項に規定する契約条項により立入りを禁止された場所
 - イ 秘庁訓令第30条第1項に規定する契約条項により立入りを禁止された場所
 - ウ 特定秘訓令第37条第1項に規定する特約条項により立入りを禁止された場所
 - エ 特定秘庁訓令第37条第1項に規定する特約条項により立入りを禁止された場所
- (9) 特定秘密管理者 特定秘訓令第3条第1項又は特定秘庁訓令第3条第1項に規定する特定秘密管理者をいう。
- (10) 管理者 省秘訓令第2条第3項第1号又は秘庁訓令第2条第3項第1号に規定する管理者をいう。
- (11) 特定秘密取扱職員 特定秘訓令第8条第4項又は特定秘庁訓令第8条第4項の規定に基づき指名された者をいう。
- (12) 関係職員 省秘訓令第2条第3項又は秘庁訓令第2条第3項に規定する関係職員をいう。

(契約事業者間におけるG C A P秘密情報の伝達等の手続)

第3 防衛装備庁長官は、日本と伊国又は日本と英国との間において、それぞれの契約事業者間におけるG C A P秘密情報の伝達、交付又は送達（以下「伝達等」という。）を円滑に実施するため、適合事業者等と伊国の契約事業者との間又は適合事業者等と英国の契約事業者との間のG C A P秘密情報の伝達等に関し、必要な手続を定めるものとする。

(防衛省又は適合事業者等の立入禁止区域への立入手続)

第4 防衛装備庁長官は、伊国若しくは英国の政府職員又は伊国若しくは英国の契約事業者の従業者によるG C A P秘密情報を取り扱う次の各号に掲げる立入禁止区域への立入りに当たっては、当該立入禁止区域ごとに、訪問申請に関し、必要な手続を定めるものとする。

- (1) G C A P秘密情報を取り扱う防衛省の立入禁止区域
- (2) G C A P秘密情報を取り扱う適合事業者等の立入禁止区域

(伊国又は英国の政府関連施設等への立入手続)

第5 防衛装備庁長官は、G C A P秘密情報を取り扱う職員（当該G C A P秘密情報に係る特定秘密管理者、管理者、特定秘密取扱職員、関係職員及びその職務上の上級者をいう。）又は適合事業者等の従業者による伊国若しくは英国の政府関連施設又は伊国若しくは英国の契約事業者の関連施設への立入りに当たっては、訪問申請に関し、必要な手続を定めるものとする。

(その他)

第6 特定秘密管理者及び管理者は、この通達の実施に当たり、相互に協力するものとする。